

「2024働き方改革対応相談窓口」の設置について

24年4月から建設業に時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、**受注者等からの各種相談窓口（「2024働き方改革対応相談窓口」）の設置を検討。**

新たな対応

●相談窓口の設置

①総合的な相談窓口として、**各事務所の技術副所長等を相談窓口とし、技術副所長等が一括して相談を受け、24年4月からの罰則付き時間外労働規制に向けて適切に対応する。**

問合せ先：各事務所HP（URL：<https://www.qsr.mlit.go.jp/links/index.html#jimusyoo>）

（※営繕及び港湾空港事務所除く）

②**企画部技術管理課においても、相談窓口を設置。**

問合せ先：・企画部技術管理課：092-476-3546

・いきいき現場づくり

（URL：[qsr.mlit.go.jp/s_top/ikiiki/index1.html](https://www.qsr.mlit.go.jp/s_top/ikiiki/index1.html)）